

荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会〔第6回〕及び  
荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会（第8回）  
議事概要

- 1 日 時：令和4年5月30日（月）14:00～16:00
- 2 場 所：WEB会議（Teams）
- 3 出席者：別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題：
  - （1）荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会及び荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催方法について
  - （2）協議会規約の改定について
  - （3）流域治水協議会に関する取組（一部、減災対策協議会と連携）
    - 1）荒川水系流域治水プロジェクトについて
    - 2）今年度及び今後の取組予定
      - ① 減災対策協議会、流域治水プロジェクトの取組状況フォローアップ
      - ② 水害リスク情報の充実化
      - ③ 市民・企業等の流域治水への参画促進、戦略的広報  
～ウェルビーイング（well-being）流域治水！！～
      - ④ 埼玉ブロックとの連携、交流
  - （4）減災対策協議会に関する取組
    - 1）荒川水系（東京都）の減災に係る取組（令和3年度取組状況）
    - 2）令和4年度以降の減災対策協議会の進め方について
      - ① 減災対策協議会における荒川水系（東京都）の減災に係る取組方針（第2期）  
について
      - ② 重点取組項目の取組支援について
    - 3）その他
      - ① 荒川下流タイムライン（拡大試行版）【2022年版】総括表と  
今後の流域タイムライン検討について
      - ② 荒川下流分散避難検討ワーキンググループ（中間報告）
      - ③ 今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について
      - ④ 国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の発表基準の追加  
について

5 議事概要：

(1) 荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会及び荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催方法について

- ・事務局より、令和4年度以降の流域治水協議会及び減災対策協議会の進め方について説明（荒川下流河川事務所）

→本議事について、意見はなかった。

(2) 協議会規約の改定について

- ・荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会及び荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会における構成員・オブザーバーの追加について説明（荒川下流河川事務所）

→本議事について、意見はなかった。

→本日付で両協議会の規約を改定（荒川下流河川事務所）

(3) 流域治水協議会に関する取組（一部、減災対策協議会と連携）について

- ・荒川水系流域治水プロジェクト、流域治水協議会の今年度及び今後の取組予定について説明（荒川下流河川事務所）

→本議事について、意見はなかった。

(4) 減災対策協議会に関する取組について

- ・令和3年度の減災に係る取組方針に基づく取組状況について、説明及び取組事例紹介（荒川下流河川事務所、江東区、板橋区、足立区・葛飾区、江戸川区）
- ・令和4年度以降の減災に係る取組方針（第2期）及び重点取組項目の取組支援について説明（荒川下流河川事務所）
- ・荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表と今後の流域タイムライン検討について説明（荒川下流河川事務所）
- ・荒川下流分散避難検討ワーキンググループに関する中間報告（荒川下流河川事務所）
- ・今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について説明（東京管区气象台）
- ・国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の発表基準の追加について説明（荒川下流河川事務所）

→質問：洪水予報の氾濫危険情報の発表基準の追加について、「氾濫する可能性のある水位に3時間先までに到達する見込み」という予測そのものはどのような内容で判断するのか（江戸川区）

⇒回答：基本的には水害リスクラインの3時間予測を用いて判断する。（荒川下流河川事務所）

— 以上 —